

瀧上市地域包括支援センター

業務継続計画

[自然災害編]

令和6年12月

－ 目次 －

	項 目	ページ
1. 総論		
はじめに		
(1) 計画の目標		1
(2) 計画の基本方針		
(3) 災害対策の推進体制		

(4) リスクの把握		2
(5) 発災時の対応		

(6) 業務・事業の選定		3

(7) 研修・訓練の実施、業務継続計画の検証と見直し		
2. 平常時の対応		
(1) 耐震の措置		
(2) 電源の確保		
(3) 移動手段の確保		4
(4) 要支援者リストの作成		
3. 緊急時の対応		
(1) 業務継続計画の実施基準		

(2) 行動基準、対応体制		
(3) 安否確認		5
4. 勤務体制		
5. 応援体制		

6. その他		
(1) 連絡網の整備		6

1. 総論

はじめに

近年において、日本各地で発生している大雨や地震などの自然災害（以下「災害等」という。）は、日常生活に大きな影響を及ぼしている。

本計画は、介護に関わるサービスが、利用者や家族等の生活を支えるうえで欠かせないものとなっていることを踏まえ、潟上市地域包括支援センター（以下「センター」という。）が災害等の発生時においても業務を継続して実施することができるよう、平時から準備・検討しておくべきことについて定めるものである。

(1) 計画の目標

- ① 利用者の安全確保と日常生活を維持するための業務を実施する。
- ② 利用者の日常生活に与える影響を最小限にとどめる。
- ③ 職員の安全を確保したうえで業務継続のための体制を整える。

(2) 計画の基本方針

- ① 利用者は重症化リスクが高く、発災時に深刻な被害が生じるおそれがあることを念頭に対応する。
- ② 利用者の生命と安全の確保、身体の健康を守るために必要な機能を維持するために必要なサービスを継続して提供する。
- ③ センター職員の生命を守り生活の維持を基本としつつ、優先的に実施するべき業務等を進める。

(3) 災害対策の推進体制

担当者	役割
センター長	地域包括支援センターの統括 庁内関係部署及び健康長寿課内の連絡調整 災害の事前対策、潟上市防災訓練への参加 等
3 職種	医療機関や他施設、関係機関*との連携
その他職員	利用者に対する災害時ケアマネジメントの準備

*関係機関：居宅介護支援事業所、介護サービス事業所、民生委員、消防及び警察等

(4) リスクの把握

① ハザードマップなどの確認

潟上市土砂災害ハザードマップ及び潟上市津波ハザードマップにより、災害が想定される区域を確認する。

② 被害の想定

「潟上市業務継続計画（平成 30 年 12 月）」によれば、本市における最大被害の概要は、最大震度 7、マグニチュード 8.7、死傷者数約 2,800 人、建物被害は全壊・半壊合わせて約 9,000 棟、停電及び断水が示されている。

(5) 発災時の対応

災害等の発生直後に最優先すべき事項は「人命」である。被災の状況により市職員として求められる行動を優先しながら、センター職員として次のように対応する。

災害等の発生時 初動体制の確立（0 時間～）

- ・ 職員の安否確認
- ・ センターの被災状況の確認
- ・ 職員の家族の安否確認
- ・ 指示系統の確認

応急期 人命救助活動（72 時間以内）

- ・ 職員勤務ローテーションの確認
- ・ 関係機関との連絡体制の確認
- ・ 要支援者の安否確認（独居等の孤立リスクの高い者）
- ・ 指定避難所開設状況の確認（市地域防災計画 資料編 P55 参照）
- ・ 福祉避難所開設状況の確認（ ” ” P56 参照）
- ・ 介護サービス事業者等の被災状況、稼働状況の確認
- ・ 医療機関の被災状況の確認
- ・ 連携先の被災状況の確認

復旧期 被災者支援（72 時間以降）

- ・ 職員の健康状態、メンタルヘルスの確認
- ・ 避難所等の状況把握

- ・要支援者の実態把握、相談支援
- ・在宅支援のための情報集約
- ・収集した情報の更新と発信
- ・要支援者への防災情報提供
- ・サービスのマッチング作業
- ・被災後の生活支援
- ・通常業務の段階的再開
- ・災害時の課題に対する地域ケア会議の開催

(6) 業務・事業の選定

発災時において、センターが行う全ての業務及び事業を継続することは困難であるため、継続・復旧すべき業務・事業は次のとおりとする。

区分	業務の内容
S	初動体制を確立するための業務（人命救助）
	利用者や要支援高齢者の安否確認
	避難者の生活状況把握
A	総合相談支援業務
	市民及び事業所からの問い合わせ対応
	介護予防支援、介護予防ケアマネジメント
	配食サービス
B	一般介護予防事業
	権利擁護事業（成年後見、高齢者虐待、消費者被害 等）
	認知症総合支援事業
C	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
	生活支援体制整備事業
	在宅医療・介護連携推進事業

※上記一覧に記載のない業務については、災害等の状況により実施する。

S：優先業務 災害の対応関連業務。

A：継続業務 利用者の生活やセンターの運営を維持するために縮小や休止できない業務。

B：縮小業務 利用者の生活やセンターの運営を維持するために継続する必要があるが、簡素化や規模の縮小が可能な業務。

C：休止業務 対象となる期間において休止や延期をしても、利用者の生活やセンターの運営に大きな影響を及ぼさない業務。

(7) 研修・訓練の実施、業務継続計画の検証と見直し

本業務継続計画の実効性を維持向上させる観点から、災害対応に関する最新の情報や対応方法等について新たな知見が得られた場合など、必要の都度、検証及び見直しを行うこととし、本計画に関わる研修を適宜実施する。

2. 平常時の対応

(1) 耐震の措置

OA機器の転落防止やキャビネット等の転倒防止策など、日ごろから耐震措置に配慮する。

(2) 電源の確保

市役所庁舎には自家発電機が設置されており、定期点検の実施により停電の際には正常に稼働できるよう適切に管理されている。この自家発電機により発災時に必要となる最低限の電源は確保されている。

(3) 移動手段の確保

公用車の燃料補給が困難となる場合も想定されるため、日頃から燃料の残量に気配りする。

(4) 要支援者リストの作成

停電によりセンターの事務処理システムが停止した場合に備え、持ち出し可能な利用者リストを作成し、定期的に更新及びバックアップを行い最新情報を保つようにする。

3. 緊急時の対応

(1) 業務継続計画の実施基準

発災時には、地域住民の安否確認や応急救護など緊急的な業務を優先する必要があるため、市災害時職員初動マニュアルに基づき行動するものとする。その後において、被災及び復旧状況を判断しながら本業務継続計画を実施するも

のとする。

(2) 行動基準、対応体制

職員は、災害等が発生してからセンターに参集するまでの間は各自の判断で行動し、最初に自分自身の安全を守ることを最優先とする。そのうえで、家族や地域住民の安全を確保してから速やかに参集し、市災害時職員初動マニュアルに定められた対応体制により分掌業務を行う。

(3) 安否確認

① 利用者の安否確認

利用者の安否確認が速やかに行われるよう、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務の委託先事業所に協力を依頼し、確認結果をセンターにおいて集約する。

② 職員の安否確認

職員の安否確認はセンター長が行うこととし、職員が自宅等で被災した場合には、電話、メール等で自身の安否情報を報告する。

4. 勤務体制

発災時においては、職員自らの生命・安全の確保を最優先としたうえで、市災害時職員初動活動マニュアル及び市業務継続計画に基づき行動することとし、市災害対策本部等の指示に従って必要な勤務体制を維持する。被災の状況によって、職員は極限状態の中で業務を続けなければならないことも想定されるため、少しでも職員の負担を軽減できるように配慮する。

5. 応援体制

職員の被災や災害対策関連業務により業務量が増加した場合など、必要な人員が不足するときは「課内→部内→部間」での応援体制を構築する。

6. その他

(1) 連絡網の整備（新型インフルエンザ等感染症編と共通）

①利用者や家族との連絡網

利用者や家族の緊急時の連絡先（携帯電話の番号、メールアドレス、家族の職場連絡先など）を確認し、いつでも連絡ができるように連絡網を整備する。

②職員間の連絡網

職員間の連絡網については、職員の自宅や携帯電話の番号等を記した連絡網を作成しているほか、緊急時には自治体専用ビジネスチャットを通じて早急に連絡できる環境を構築している。

③関係機関との連絡体制

利用者の被害状況の確認や必要な支援について、市社会福祉協議会や居宅介護支援事業所等との情報伝達手段についてあらかじめ協議の上、連絡体制を構築する。

④地域と連携した対応の強化

災害対応は、地域との連携が大切になるので、地域づくり課（自治会担当）や社会福祉課（民生委員担当）と、対応の強化について協議する。